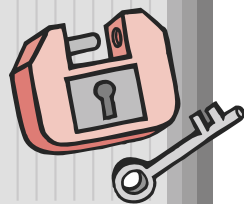


# あなたの個人情報を守ります

行政課 ☎66◆1155



個人情報保護制度とは、市民の皆さんのプライバシーを保護するために、市が職務上収集・取得した個人情報の取り扱いに関して必要なルールを定めたもので、平成10年10月1日から始まりました。

今日、インターネットなどの普及により個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活はたいへん便利になっています。その反面、個人情報不正に利用された場合は、深刻な被害を受ける恐れがあります。このような状況を踏まえ、市民の皆さんの個人情報をより一層保護し、プライバシーを守るために、平成17年4月1日から、個人情報保護条例が改正されました。

## 個人情報とは

個人に関する情報であって、本人が特定できるものをいいます。具体的には、氏名、住所、生年月日、職業、学歴、収入、財産などをいいます。

## 個人情報3つのルール

市では、次の3つのルールを基に、市民の皆さんの個人情報を取り扱っています。

### ルール1 個人情報の収集

- ・ 収集目的をはっきりさせ、必要のない情報は収集しません。
- ・ 個人情報を取り扱う事務は、各課が登録をし、行政課で閲覧できます。

### ルール2 個人情報の利用・提供

- ・ 収集の目的の範囲内で、個人情報の利用や提供を行います。

### ルール3 個人情報の管理

- ・ 市が保有している個人情報を、正確かつ最新の情報に保ちます。
- ・ 個人情報を漏らしたり、なくしたりしないように保管します。

## 個人情報保護条例で改正されたところ

今までの制度でも、自分の情報を見ること（閲覧）、訂正、削除を請求することができました。この

権利に加え、収集や利用・提供のルールに違反した個人情報がある場合は、その利用・提供の停止を請求することができますようになりました。また、管理者が個人情報を不当に漏らした場合には、処罰されるようになりました。改正した項目は次のとおりです。

### ・ 個人情報の利用停止の請求

閲覧した自分に関する情報に、収集や利用および提供のルールに違反している情報があるときは、その利用や提供の停止を請求できます（請求者は、収集や利用・提供のルールに違反することを説明する書類の提出などが必要となります）。

### ・ 個人情報の削除の請求

閲覧した自分に関する情報に、収集や利用のルールに違反している情報があるときは、その削除を請求できます（請求者は、収集や利用のルールに違反することを説明する書類などの提出が必要となります）。

### ・ 罰則が設けられました

市職員や、市から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が、正当な理由もないのに市が保有している個人情報を第三者に提供した場合などには、処罰されるようになりました。

## 苦情の申し出

市が行う個人情報の取り扱いについて苦情のある方は、だれでも苦情の申し出ができます。

平成17年4月1日から、事業者の保有する自分に関する情報の取り扱いについて苦情があるときには、問題の事業者者に直接申し出ていただくほか、市に相談できるようになりました。

## 苦情相談の窓口

個人情報に関する苦情相談の窓口は、市役所新館4階の行政課（☎66◆1155）です。

個人情報保護条例については、蒲郡市のホームページ（<http://www.city.gamagori.aichi.jp/>）に全文が掲載してあります。